

保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 【Q & A】

【補助事業への応募に関すること】

Q 1 補助事業への応募期限は？

A 1 令和5年1月31日までに交付申請書を提出してください。

提出する書類は、補助事業の決定のため必要となりますので、期限内の提出をお願いします。

また、交付申請の前に事業計画承認申請書を提出いただき、承認を受けていただく必要があります。

事業実施計画承認申請は令和5年1月10日（火）を目途に提出してください。

なお、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

【補助対象者に関すること】

Q 2 本社が長野県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

A 2 省エネ設備や再エネ設備を更新等する事業所が県内にあれば補助対象者となります。

Q 3 指導監査において是正改善の指示を繰り返し受けていない施設とはどのような施設か？

A 3 直近2回の以下の指導監査において、同一内容の文書指導及び口頭指導を2回以上連続して受けていない施設

- ・認可保育所、保育所型認定こども園：児童福祉法第46条に基づく調査
- ・幼保連携型認定こども園：認定こども園法第19条第1項に基づく調査
- ・幼稚園型認定こども園：学校法人補助金等現地調査実施要領に基づく調査
- ・地域型保育事業所：児童福祉法第34条の17に基づく調査
- ・地方裁量型認定こども園、認可外保育施設、企業主導型保育事業所：児童福祉法第59条第1項に基づく調査

Q 4 事業所が店舗と住居を兼ねている場合、補助対象者となれるのか？

A 4 事業の用に供する設備が補助対象であることを鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象者となることができます。

（例：個人事業主で、「1階が店舗、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分を補助対象として申請することができます。）

【補助対象事業に関すること】

Q 5 補助対象となる省エネ設備は？

A 5 次に掲げる設備が補助対象となる設備です。

- ① 空調（冷暖房）設備（業務用エアコン等）（既存設備の更新に限る）
- ② 換気設備（全熱交換器）（既存設備の更新に限る）
- ③ LED照明設備（人感センサー付きを含む）（既存設備を新たにLED照明設備へ交換する場合に限る）
- ④ 冷蔵・冷凍設備（業務用冷蔵・冷凍庫等）（既存設備の更新に限る）
- ⑤ エネルギー管理設備（EMS、凍結防止ヒータ用節電器）（新たに導入する場合に限る）
- ⑥ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）（既存設備の更新に限る）
- ⑦ 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）（既存設備の更新に限る）
- ⑧ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）（既存設備の更新に限る）
- ⑨ 窓（Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス）（木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシを含む）（既存設備の更新に限る）

ただし、設備ごとに補助要件が異なりますので、詳細は（エネルギーコスト削減促進事業）補助金交付要綱別表2を確認してください。

Q 6 省エネ設備の補助額の算出方法は？

A 6 補助率は下記のとおりです。

補助対象経費の額に関わらず補助率3/4以内（千円未満切捨て）

また、補助下限額及び補助上限額は下記のとおりです。

・ 下限額50万円、上限額500万円

（例：補助対象経費が355万円の場合）

補助対象経費 $3,550,000 \times 3/4 = 2,662,500$

⇒補助額は、2,662,000円

Q 7 太陽光発電システムの補助額の算出方法は？

A 7 太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力に1kW当たり4万円を乗じて算出します。

（例①）太陽光パネルが18kW、パワーコンディショナが15kWの場合： $15 \times 4 = 60$ 万円

（例②）太陽光パネルが5kW、パワーコンディショナが9kWの場合： $5 \times 4 = 20$ 万円

Q 8 本補助金を活用して、省エネ設備や再エネ設備を複数同時に更新、導入することは可能か？

A 8 可能です。

ただし、補助下限額50万円及び補助上限額500万円は変わりません。

また、申請は同一事業所で1回限りです。

Q 9 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 9 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。ただし、交付要綱第7条第2項の認定を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書を提出してください。

Q 10 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 10 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。

Q 11 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 11 設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、原則として、事業の完了は令和5年2月末日までになるよう計画してください。

Q 12 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A 12 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。また、長野県が行う省エネ家電切換え緊急支援事業（信州省エネ家電購入応援キャンペーン）との併用もできません。

Q 13 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 13 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q 14 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 14 新築又は増築する事業所や施設に導入する設備は、補助対象となりません。

この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、エネルギーコストを削減することを主目的としていますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

Q 15 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 15 補助対象となりません。

Q 16 事業所や施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 6 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）使用量を把握することができる場合（事業活動温暖化対策計画又はエネルギーコスト削減等計画書を提出できる場合）に限り、補助対象となります。

この場合、実施計画書へ保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金設備設置承諾書（様式 1－4 号）を添付してください。

Q 1 7 事業所に併設する倉庫や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となるか？

A 1 7 事業所の敷地内の設置で、電力が事業所に供給されるのであれば補助対象となります。

Q 1 8 同一敷地内に建物が 2 棟あり、片方の建物にだけ太陽光発電設備が設置されています。もう一棟に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となるか？

A 1 8 電気の引き込みが同一である敷地の場合増設とみなすため、補助対象となりません。

【事業活動温暖化対策計画書等に関すること】

Q 1 9 事業活動温暖化対策計画書について教えてください。

A 1 9 事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、事業所から排出されるCO₂を「見える化」し、策定した計画に基づき削減を目指す制度です。制度の概要や提出様式につきましては県のHPをご確認ください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>)

また、ヘルプデスクを設置していますので、不明点がありましたらお問い合わせください。

対応窓口：ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）

連絡先：026-262-1793 又は 026-262-1794

メール：naganoco2@chugai-tec.co.jp

Q 2 0 何故、令和 5 年度にも事業活動温暖化対策計画書を提出しなければならないのか？

A 2 0 事業活動等によって排出されるCO₂を一定期間「見える化」することにより、今回の設備更新等に伴いどの程度のCO₂が削減されるかを把握していただき、引き続き計画的にCO₂排出量の削減に取り組んでいただくためです。

なお、長野県地球温暖化対策条例に基づき、令和 5 年度に計画書をご提出された事業者は令和 5 年度から令和 7 年度までの実施状況について報告書をご提出いただきます。

Q 2 1 事業活動温暖化対策計画書の作成に当たり、事業活動等で使っているエネルギーが把握できない場合はどうすればいいか。

A 2 1 基本的には電気代やガス代などの光熱費の請求書や領収書に記載された使用量を記載していただければ、計画書を作成することができます。ただし、事業所の光熱費が住居と一緒にしている等、事業で使用した分を切り分けて算出できない場合は、ゼロカーボン推進室にご相談ください。

Q 2 2 事業活動温暖化対策計画書の提出方法及び提出先について教えてください。

A 2 2 メール又は郵送（CD-R 等電子媒体）により、電子データをご提出ください。提出先は下表のとおりです。なお、補助金の申請窓口は申請要領 3 ページをご確認ください。

地域振興局等	住 所 メールアドレス	電話番号 FAX 番号	管轄区域
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久市跡部 65-1 sakuchi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0267-63-3166 0267-63-3199	小諸市、佐久市、南 佐久郡、北佐久郡
上田地域振興局 環境課	上田市材木町 1-2-6 uedachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0268-25-7134 0268-25-7167	上田市、東御市、小 県郡
諏訪地域振興局 環境課	諏訪市上川 1-1644-10 suwachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0266-57-2952 0266-57-2968	岡谷市、諏訪市、茅野 市、諏訪郡
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	伊那市荒井 3497 kamichi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0265-76-6817 0265-76-6838	伊那市、駒ヶ根市、上 伊那郡
南信州地域振興局 環境課	飯田市追手町 2-678 minamichi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0265-53-0434 0265-53-0467	飯田市、下伊那郡
木曾地域振興局 総務管理・環境課	木曾町福島 2757-1 kisochi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0264-25-2234 0264-25-2247	木曾郡
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	松本市島立 1020 matsuchi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0263-40-1941 0263-47-8122	松本市、塩尻市、安曇 野市、東筑摩郡
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	大町市大町 1058-2 kitachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0261-23-6563 0261-23-6539	大町市、北安曇郡
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	長野市南長野南県町 686-1 nagachi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	026-234-9590 026-234-9912	長野市、須坂市、千曲 市、埴科郡、上高井郡、 上水内郡
北信地域振興局 環境課	中野市壁田 955 hokuchi- kankyo@pref.nagano.lg.jp	0269-23-0202 0269-23-0275	中野市、飯山市、下 高井郡、下水内郡
県庁環境部環境政策課 ゼロカーボン推進室	長野市南長野幅下 692-2 sho- ene@pref.nagano.lg.jp	026-235-7022 026-235-7491	県外に本社があり、 県内広域に複数の事 業所等を有する者

Q 2 3 事業活動温暖化対策計画書や実施状況等報告書の様式は、どこで入手できますか？

A 2 3 制度の概要や提出様式につきましては、県のHPをご確認ください。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>)

Q 2 4 従業員数とは？

A 2 4 従業員数とは「常時使用する従業員」を指します。

「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。具体的には参考をご参照ください。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しません。

なお、従業員数は申請者である事業者単位で判断し、事業所単位では判断しませんのでご注意ください。

【参考】労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

（解雇の予告）

第 20 条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項但書の場合にこれを準用する。

第 21 条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第 1 号に該当する者が 1 箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第 2 号若しくは第 3 号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第 4 号に該当する者が 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

一 日日雇い入れられる者

二 2 箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

Q 2 5 従業員数 21 人未満の場合に提出する「エネルギーコスト削減等計画書（様式第 3 号）」の作成は事業者単位で行うのか事業所単位で行うのか

A 2 5 補助事業がどの程度エネルギーコストの削減に寄与したかどうかを把握できるよう、当該補助金を活用しようとする**事業所単位**で作成してください。

【事務手続に関すること】

Q 2 6 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 2 6 補助金の交付については、提出された計画書等の審査のほか、必要に応じて現地調査などを行い、事業内容が補助要件等に適合しているかを審査し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 2 7 設備の更新等に際して、一般競争入札など交付要綱第9条第3号に定める
手続により難しい場合はどうすればいいか。

A 2 7 適正な事業費による執行のため、少なくとも、複数（2者以上）の事業者か
ら見積書を徴取してください。

Q 2 8 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した
場合は廃棄できないのか？

A 2 8 事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等（以下「財産」とい
う。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従
ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する
必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。